

収入の有無にかかわらず 申告が必要です！

国民健康保険 加入者の皆さん 後期高齢者医療制度

市・道民税の申告の受け付けが始まります。
国民健康保険、後期高齢者医療制度は、前年の所得に応じて保険料の算定や高額療養費の自己負担額などの判定を行っていますが、申告をしていないというケースが多く見られます。
所得の申告がないと正しい判定ができませんので、必ず申告をしてください。

その理由をいわみ記者が聞いてみた

1 近所の人から「収入がないから申告しない」と言っていたけど、申告しなくてもいいの？



2 いいえ。前年中に収入がなくても、〇円である、という申告が必要です。遺族年金や障害年金、雇用保険の失業給付など、非課税収入のみの場合も同じです。ただ、申告の必要がない場合もあります



申告の必要がない方

- 所得税の確定申告をしている
- 給与収入のみで、勤め先から市へ給与支払報告書が提出されている
- 公的年金（遺族年金・障害年金は除く）のみの収入で、公的年金支払報告書が市に提出されている
- 税法上の被扶養者となっている

3 申告をしないと何か問題があるの？

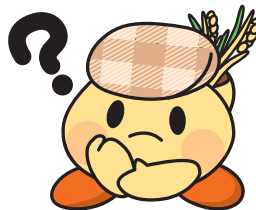


4 加入者や世帯主などが申告をしないと、正しい判定ができません



- 正しい判定ができないもの
- 保険料の軽減
 - 高額療養費の自己負担限度額など

5 判定ができないとどうなるの？



6 保険料や自己負担限度額などで負担が重くなったり、申請などの手間が増えたりすることがあります



7 それは、ちょっと嫌ですね
市・道民税の申告をきちんとしていれば、そうはならないということですか？



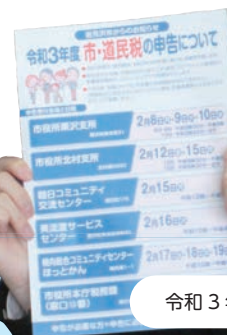
8 その通りです
市・道民税の申告をすることで、正しい保険料や自己負担限度額の決定ができるので、負担が重くなったり、余計な手続きをしたりということがなくなります



9 そうなんです。早く教えてあげないと、えーと、申告はいつ、どこに行けば…



10 申告受付の日程などは、広報いわみざわ1月号の折り込みをご確認ください。郵送による申告も可能です。様式は市ホームページからダウンロードしてください



問合せ先

国民健康保険は、国保医療助成課国保グループ
後期高齢者医療制度は、国保医療助成課医療助成グループ
市・道民税の申告は、税務課市民税グループ